

第二次子ども読書活動 推進計画の達成状況



「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」では、子どもの読書活動について5つの数値目標を定めています。

3月26日の「新宿区子ども読書活動推進会議」で、21年度（21年2月～22年1月）の目標の達成状況が公表されました（下表）。今後も、すべての目標値の達成に向けて、取り組みを進めていきます。

●4月23日は「子ども読書の日」
4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」です。また、平成22年は「国民読書年」と定められ、読書活動を推進するさまざまな取り組みが実施されています。区立図書館でも、読書の楽しさを伝える催しを企画しています。ぜひ、ご参加ください。

【問合せ】こども図書館 ☎ (3364) 1421へ。

目 標	対 象	19年3月末 (基準値)	22年1月末	24年1月末 (目標値)
①区立図書館の延べ利用人数の増加 (区内在住の子ども)	小学生以下	86,375人	99,920人	102,000人
	中学生	11,039人	13,510人	13,000人
	合計	97,414人	113,430人	115,000人
②区立図書館での年間貸出し冊数の増加 (区内在住の子ども)	小学生以下	346,000冊	376,141冊	360,000冊
	中学生	30,000冊	34,313冊	31,000冊
	合計	376,000冊	410,454冊	391,000冊
③区立図書館での団体貸出し利用率の増加 (区内の保育園・幼稚園・児童館・子ども園・小学校・中学校)	—	57.7%(※) (142団体中 82団体)	68.1% (188団体中 128団体)	78%
④区立図書館での団体貸出し冊数の増加 (区内の保育園・幼稚園・児童館・子ども園・小学校・中学校)	—	29,759冊	32,949冊	38,000冊
⑤区立小・中学校で1か月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合の減少	小学生	9%	7.7%	5%以下
	中学生	32%	27.9%	20%以下

※ 基準値は19年8月末の数値です。

休日納税相談

特別区民税・都民税を滞納している方は相談を

【日時】4月25日(日)午前9時～午後4時30分

【対象】特別区民税・都民税のお支払いが遅れている方。納付も受け付けます。

【会場・問合せ】税務課納税係（本庁舎6階）☎(5273)4108へ。

期限を過ぎて納付もご連絡もない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。一括納付が困難な方は、相談においでください。区役所開庁日や休日の相談においでにならない方は、催告書等に記載の電話番号に必ずご連絡ください。

※休日は区役所本庁舎夜間通用口（建物裏側地下1階）をご利用ください。車いすをご利用の方は、事前にご連絡ください。
※休日納税相談は、今後9月まで毎月1回実施する予定です。

65歳未満で年金を受給し給与所得のある方へ

●公的年金等に係る住民税の納付方法の変更

65歳未満で公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る住民税を21年度は納付書や口座振替（普通徴収）で納めていただいていたました。

22年度は地方税法が見直され、公的年金等に係る住民税も給与所得に係る住民税と合算し、給与からの天引き（特別徴収）で納付することもできるようになりました。納付方法の変更を希望する方は、4月30日(金)までにご連絡ください。

【問合せ】税務課課税第一係・第二係（本庁舎6階）☎(5273)4107・4108へ。

定期報告の対象となる建築物・建築設備等

建物の定期的な診断を

「特殊建築物等」「建築設備」「昇降機等」は定期的な調査・報告が必要です

建築物を安全に使用するため、建築物等の所有者・管理者の方には、建築物の敷地・構造・設備等について点検し、定期的に報告することが建築基準法で義務付けられています。

特殊建築物・建築設備・昇降機は、火災や地震等が発生した場合には、老朽化や不十分な維持管理が原因で大きな災害や事故につながりかねません。

災害や事故の発生を未然に防ぎ、利用する方の安全を確保するため、定期的に調査点検し、必要な部分を改善するとともに、報告をお願いします。

【22年度の対象】右表の特殊建築物等の①～⑩、建築設備、昇降機等に該当する建築物等
【報告する方】上記建築物等の所有者・管理者
【報告内容・方法】避難施設等の状況や建築設備・昇降機の作動等について、専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査資格者に定期的に調査を依頼し、区が業務を委託している下記の受託者を経由して調査結果を区に報告してください。

▶特殊建築物等…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当（〒150-8503渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル）☎(5466)2001

▶建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部（〒105-0001港区虎ノ門1-13-5、第一天徳ビル）☎(3591)2421

▶昇降機等…東京都昇降機安全協議会（〒107-0062港区南青山5-11-2、共同ビル）☎(3406)5471

【問合せ】建築指導課構造設備係（本庁舎8階）☎(5273)3745へ。

	用途	報告の対象となる規模	報告時期 ※1	
特 殊 建 築 物 等	①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡（用途が1階にない建築物は100㎡）を超えるもの	11月1日～翌年1月31日 (毎年報告)	
	②観覧場（屋外観覧席のものを除く）・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの。または用途の床面積が200㎡を超えるもの（平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く）		◆22年度の調査・報告が必要
	③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡（旅館・ホテルは2,000㎡）を超えるもの		
	④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外券売場・物品販売業を営む店舗	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	22年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)	
	⑤地下街			◆22年度の調査・報告が必要
	⑥病院・診療所（患者の収容施設があるものに限り）・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの（平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く）	23年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)	
	⑦旅館・ホテル（③を除く）	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの		
	⑧学校・体育館			
	⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	24年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)	
	⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途とこの表（⑭を除く）の用途の複合建築物	3階以上（⑫は地下も）にある用途の床面積が100㎡を超えるものまたは用途の床面積が500㎡を超えるもの		
	⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外券売場・物品販売業を営む店舗（④を除く）			
	⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの（5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるもののうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る）	24年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)	
	⑬複合用途建築物（⑩⑭を除く）			
	⑭事務所・そのほかこれに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの（5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるもののうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る）	毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)	
	⑮下宿・共同住宅・寄宿舎			◆22年度の調査・報告が必要
建 築 設 備	換気設備(自然換気設備を除く) ※2	上記の特殊建築物に設置するもの ※3	毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設等は、6か月ごとに報告)	
	排煙設備(排煙機・送風機があるもの)			
	非常用の照明装置			
	給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)			
昇 降 機 等 ※4	エレベーター（工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く）			
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）			
	遊戯施設等（乗用エレベーター・エスカレーターで観光用ものを含む）			

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く

※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ報告の対象

※3 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告の対象外

※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの（ホームエレベーター等）を除く